

(他の行政機関における特定秘密の保護に係る取決め)

第四十四条 特定秘密管理者は、法第六条第二項の規定により行われた協議の結果に従い、必要に応じ、提供先において特定秘密の取扱いの業務を管理する者と令第十六条各号に掲げる事項の詳細について取り決めるものとする。

(公益上の必要による特定秘密の提供の手続) 第四十五条 法第十条第一項の規定により特定秘密を提供する場合における特定秘密文書等の交付について第二十九条第一項の規定を適用する場合には、同条中「職員」(法第十一条の規定により特定秘密の取扱いの業務を行うことができる者)とされる者に限る。(第三十三条、第三十七条及び第三十九条第三項において同じ。)」とあるのは「者」と読み替えるものとする。

第六章 通報窓口 第四十六条 指定若しくはその解除又は特定行政文書ファイル等の管理が法等に従つて行われないと認められる場合に行う通報を受け付け、処理する窓口は、会務官とする。

第七章 雜則 (指定前の取扱い)

第四十七条 指定が予想される情報又は当該情報に係る文書、図画、電磁的記録又は物件については、法、令、運用基準及びこの規則に定める措置に準じた措置を講ずるよう努めるものとする。

(国際約束に基づき提供された情報の目的外利用の承認)

第四十八条 情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報に係る特定秘密を、提供された目的以外の目的のために利用するときは、当該情報を提供した外国の政府等の書面による承認を事前に得るものとする。

(国際約束に基づき提供された情報である特定秘密の取扱い)

第四十九条 前条までに定めるもののほか、情報の保護に関する国際約束に基づき提供された情報である特定秘密については、当該国際約束の定めるところにより取り扱うものとする。

(補則)

第五十条 この規則の実施に関し必要な事項の細目は、特定秘密管理者が定める。

附 則

この規則は、法の施行の日(平成二十六年十二月十日)から施行する。

附 則 (令和元年五月二十四日国家公安委員会規則第一号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年一二月一〇日国家公安委員会規則第九号)

この規則は、特定秘密の保護に関する法律施行令等の一部を改正する政令の施行の日(令和元年十二月十一日)から施行する。

附 則 (令和三年六月三〇日国家公安委員会規則第七号)

この規則は、令和三年七月一日から施行する。

別記様式第1号(第6条関係)

別記様式第1号(第6条関係) 令和 年 月 日

特定秘密の指定期間等に関する指定期間(「平成22年法律第168号」第3条第1項の規定により、下記のとおり、特定秘密を定めます。)

記

1. 対象情報

2. 指定の整理番号

3. 法別表の事項の欄目のいずれに該するものであるかの別

4. 指定の理由
別紙のとおり

5. 特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲

6. 指定の有効期間等
(1) 指定の有効期間
(2) 当該有効期間が満了する年月日

7. 指定の有効期間等

別紙
指定の理由

別記様式第2号（第7条関係）

別記様式第2号（第7条関係）
特定秘密指定管理簿

指定の 整理番号	指定した 年月日	指定に係る特秘密の概要	該当者の 氏名と職務 （イニシャルを 含む） 組織等に付 する記載事項 （該当する場合 は記載）	該当者の 氏名と職務 （イニシャルを 含む） 組織等に付 する記載事項 （該当する場合 は記載）	該当者の 氏名と職務 （イニICIALを 含む） 組織等に付 する記載事項 （該当する場合 は記載）	該当者の特秘密			備考
						有効期間が 満了する 年月日	実施期間を 定めたもの の範囲	該当者の 氏名と職務 （イニICIALを 含む） 組織等に付 する記載事項 （該当する場合 は記載）	

別記様式第3号（第9条関係）

別記様式第3号（第9条関係）
発
合
年
月
日
(元
先)

特定秘密の指定について
標記について、特定秘密の指定に関する法律（平成25年法律第108号）第3
条第1項の規定により、下記のとおり、特定秘密を指定したので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 5 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第4号（第10条関係）

別記様式第4号（第10条関係）
発
合
年
月
日
(元
先)

特定秘密の指定について
標記について、特定秘密の指定に関する法律（平成25年法律第108号）第3
条第1項の規定により、下記のとおり、特定秘密が指定されたので、通知する。

記

- 1 指定の整理番号
- 2 指定をした年月日
- 3 指定に係る特定秘密の概要
- 4 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 5 指定の有効期間等
 - (1) 指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第5号（第11条関係）

別記様式第5号（第11条関係）
合
年
月
日
特定秘密の有効期間延長
特定秘密の有効期間に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第2項の規定
により、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間を延長する。

- 1 特定秘密
- 2 指定の整理番号
- 3 法別表の事項の欄目のいずれに該当するものであるかの別
- 4 指定の有効期間延長の理由
- 5 当該特定秘密の取扱いの業務を行わせる職員の範囲
- 6 法第3条第2項の規定により複数の機密が同一機密番号のいずれかの機密
- 7 延長後の機密の有効期間等
 - (1) 延長後の機密の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第6号

(第12条関係)

別記様式第7号（第12条関係）

別記様式第8号（第13条関係）

別記様式第9号（第14条関係）

別記様式第6号(第12条関係)
発
令和 年 月 日
(宛 先)
国 家 公 安 委 員 会

特定秘密の指定の有効期間延長について
標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第2項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が延長されたので、通知する。

- 1 指定の整理番号
 - 2 指定の有効期間を延長した年月日
 - 3 指定に係る特定期密の概要
 - 4 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間が満了する年月日

別記様式第7号(第12条関係)
発
令和 年 月 日
(宛 先)

特定秘密の指定の有効期間延長について
標記について、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号）第4条第2項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定の有効期間が延長されたので、照会します。

- 1 指定の整理番号
 - 2 指定の有効期間を延長した年月日
 - 3 指定に係る特定秘密の概要
 - 4 延長後の指定の有効期間等
 - (1) 延長後の指定の有効期間
 - (2) 当該有効期間を超過したとき仮日

別記様式第5号（第12条開帳）

指定理由点検記録簿

別記様式第9号（第14条関係）

令和 年 月 日

特定秘密指定解除書
特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第106号）第4条第7項の規定により、下記のとおり、特定秘密の指定を解除する。

(b) 特定秘密に指定された情報の一部を解除（以下「一部解除」といいます。）する場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「1. 対象情報」を「1. 一部解除する情報」とし、「3. 指定の解除の理由」の次に「4. 一部解除後の指定に係る情報」を記載。

別記様式第10号（第16条関係）
（第16条関係）

別記様式第10号（第16条関係）
年 月 日

（明 先）

国家公文委員会

特定受益者の指定の有効期間について
標記について、下記のとおり、特定受益者の指定の有効期間が満了したので、通知する。

記

1 指定の登録番号

2 指定の有効期間の満了年月日

3 指定に係る特定受益者の概要

別記様式第11号（第16条関係）
（第16条関係）

別記様式第11号（第16条関係）
年 月 日

（明 先）

国家公文委員会公務官

特定受益者の指定の有効期間について
標記について、下記のとおり、特定受益者の指定の有効期間が満了したので、通知する。

記

1 指定の登録番号

2 指定の有効期間の満了年月日

3 指定に係る特定受益者の概要

別記様式第12号（第17条関係）
（第17条関係）

別記様式第12号（第17条関係）
年 月 日

（明 先）

国家公文委員会

特定受益者の指定の有効期間について
標記について、特定受益者の承認に関する法律（平成23年法律第10号）第4条第7項の規定により、下記のとおり、特定受益者の指定が解除されたので、通知する。

記

1 指定の登録番号

2 指定を解除した年月日

3 指定に係る特定受益者の概要

（注）一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「3 指定に係る特
定受益者の概要」を「3 一部解除した背景」とし、必要に応じて、「3 一部解除した
背景」の後に「4 一部解除後の指定に係る特定受益者の概要」を記載。

別記様式第13号（第17条関係）
（第17条関係）

別記様式第13号（第17条関係）
年 月 日

（明 先）

国家公文委員会公務官

特定受益者の指定の有効期間について
標記について、特定受益者の承認に関する法律（平成23年法律第10号）第4条第7項の規定により、下記のとおり、特定受益者の指定が解除されたので、通知する。

記

1 指定の登録番号

2 指定を解除した年月日

3 指定に係る特定受益者の概要

（注）一部解除した場合は、本様式の「解除」を「一部解除」とし、「3 指定に係る特
定受益者の概要」を「3 一部解除した背景」とし、必要に応じて、「3 一部解除した
背景」の後に「4 一部解除後の指定に係る特定受益者の概要」を記載。

別記様式第14号(第24条関係)

別記様式第15号(第29条関係)

別記様式第16号(第35条関係)

別記様式第17号（第36条関係）

別記様式第14号（第24条関係）

別記様式第15号（第29条關係）

特定秘密文書等受付

登録番号	
件名	
交付機関名	
交付者	

上記の口文書口物件を受領しました（該当する□に印を付ける。）。

年	月	日
受检植物名		
受检者姓名		

別記様式第16号（第25条関係）

转G7508次车票及管

別記様式第17号（第36条関係）

特定秘密文書等取扱

別記様式第18号（第43条関係）

別記様式第18号（第43条関係）
年 月 日

（提供元行政機関の名） 略

国家公安委員会

特定期報の提出に関する法律をもとに基づく特定期報の提供について（略語）
特定期報の提出に関する法律（平成23年法律第16号、以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下のとおり特定期報の提出に際し必要な書類を充実させたて監視する。なお、特定期報の内容等により物別の標印が必要である場合は別途指示する。

記

国家公安委員会が公表する特定期報の提出に際し必要な書類を充実させたて監視する。なお、特定期報の内容等により物別の標印が必要である場合は別途指示する。

別記様式第18号（第43条関係）

別記様式第18号（第43条関係）
年 月 日

（提供元行政機関の名） 略

国家公安委員会

特定期報の提供について（略語）

国家公安委員会が公表する特定期報の提出に際し必要な書類を充実させたて監視する。なお、特定期報の内容等により物別の標印が必要である場合は別途指示する。

別記様式第18号（第43条関係）